

米軍基地関係特別委員会記録  
<第3号>

平成30年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成30年12月20日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成30年12月20日 木曜日  
開 会 午後2時1分  
散 会 午後3時35分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 議員提出議案第3号 辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書

---

### 出 席 委 員

委 員 長	仲宗根	悟 君
副 委 員 長	親 川	敬 君
委 員	山 川 典 二	君
委 員	花 城 大 輔	君
委 員	末 松 文 信	君
委 員	照 屋 守 之	君
委 員	宮 城 一 郎	君
委 員	照 屋 大 河	君
委 員	新 垣 清 涼	君
委 員	瀬 長 美 佐 雄	君
委 員	渡 久 地 修	君
委 員	金 城 勉	君

委員 當 間 盛 夫 君

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

なし

---

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。  
議員提出議案第3号辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書を議題といたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、審査の方法について協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。  
ただいま議題となった議員提出議案第3号については、休憩中に御協議いたしましたとおり、提案理由の説明は省略することとし、直ちに質疑に入り、その説明者として提出者である照屋大河委員にお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、照屋大河委員、親川委員及び渡久地委員が説明員席に移動した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。  
議員提出議案第3号については、本日の本会議において提案理由の説明は終

了しておりますので、説明は省略することとし、直ちに質疑に入りたいと思います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

**○山川典二委員** 本会議でも我が会派の照屋委員から質疑がありましたが、答弁が漏れているものも幾つかありましたので、改めて確認をさせていただきたいと思います。

まずは、文案の中で、特に「沖縄防衛局は「私人」に成り済まして国民の権利保護のための行政不服審査法をねじ曲げ、悪用し、同じ国の機関である国土交通大臣に審査請求と工事の執行停止の申し立てを行ったが、これは違法であり」という前段の違法の部分の答弁が不十分だと思っております。そして、答弁者はあくまで認識だということです。ずっと答弁をしておりました。改めてこれは根拠法—行政不服審査法第2条、第4条、第7条等を含めて、これはあくまで皆さんの認識ですが、本当にこれが違法なのかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。そして、後段の国土交通大臣が行った執行停止も違法という、この2点について明確に御答弁をいただきたいと思います。

**○照屋大河委員** 今、質疑された点については本会議でも申し上げましたが、行政不服審査法第7条第2項、国の機関に対する処分、固有の資格において処分の相手方となる者については、行政不服審査法の適用が除外されることが定められています。この固有の資格とは、一般私人が立ち得ないような立場を指すものであるところですが、公有水面埋立法は承認処分の国の機関に限定しているものであり、また埋立事業は、日米安全保障条約に基づく日本国から米国に対する基地提供のための事業の一環としてなされるもので、国のみが担い手となる事業であることから、沖縄防衛局が一般私人が立ち得ないような立場において、公有水面埋立承認に係る処分の人物とされたことは明らかであるということです。固有の資格ではなく、私人と同様の立場であるなどと言い逃れすることはできないと考えております。私人の立場で行われたことは行政不服審査法第7条に違反するということですので、それをもってなされた国土交通大臣の執行停止の処分もそれには当たらないということでもあります。

**○山川典二委員** 国の機関であっても一般の市民の処分を受けたと同様に国も

請求できるという前提がありますが、これは判例がありますか。これはあくまで皆さんの認識での判断でそのように答弁なさるのですか。あるいは、判例があれば判例をきちんと明確に明示していただかないと、これは違法と明確に言えないと思いますが、判例があるのでしょうか。この認識は非常に微妙なところなのです。

○渡久地修委員 今、行政不服審査法の中で国の言い分—沖縄防衛局の言い分と県の言い分が真っ向から対立しているものだと思います。今まで私の知る限り、国が私人として訴えたことはないのではないかと思います。ですから、私人として埋立事業をやって米国に提供すること自体まずあり得ないことだと思います。国が県に対して埋め立ての許可申請などを出しているのもあって、それが都合が悪いものになってきたら、国民の権利を保護する立場にある行政不服審査法を持ってきて、私たちから言わせると私人に成り済ますことはそもそも違法ではないですかということです。これは、一つの争点で私たちはそれが明確に違法だという立場にいるということです。

○山川典二委員 あくまで見解の相違だと言ってもしようがないのですが、以前も翁長知事時代に私人という形での流れがありまして、そこでは明確な議論がない中、今日まで来ているところがありますので、私も法律家に行政不服審査法について個人的にいろいろ確認をしました。4人の法律家に聞きましたが、いろいろな意見があるのです。ですから、これはこれからむしろ議論を闘わせて、積み上げて精査していく段階にあると思います。これは認識の違いなのでしょうがありませんが、あくまで違法だと断定する、ましてや意見書の中にこれが出てくることについては、もう少し表現を変えて訴える方法がないのかどうか、それについてはいかがですか。

○渡久地修委員 これは本会議でも述べさせていただきましたが、今、委員からあるように、前の翁長知事のとときに国地方係争処理委員会は、入り口でこれは審査になじまないということでやっています。ですから、県の私人に成り済ますことは違法だということが間違いにはなっていません。しかし、これが正しいことにもなっていません。ですので、私たちや県としてはこれは違法だという立場をずっと主張してきました。

○山川典二委員 まだ明確になっていないところで違法というのは一言論の府ですから、いろいろと自由に議論をすることはいいのですが、この段階で意見

書に出てくるのがどうかと思っています。もう少しいろいろな議論を積み上げていく中でやる分には良とするかもしれませんが、しかし、この段階で強力に出てきているということがまず1点あります。

次に行きますが、後段のこれも言葉尻ではありますが、「地方自治を否定し、住民自治を破壊する蛮行であり、断じて認めるわけにはいかない。」、この「蛮行」という言葉について、意味は何ですかと我が会派の照屋委員が先ほどの本会議で質問しましたが、明確に答えが出てこなかったように思います。私も20年以上議員をしております、いろいろな意見書や抗議決議を見ていますが、蛮行という言葉が明確に県議会の意見書で出てくることに非常に驚いておりますが、蛮行の意味について改めてお聞きします。

**○照屋大河委員** 本会議でも申し上げましたが、蛮行の意味については野蛮な行為であると捉えております。今回、示したものについては、選挙で示された民意を全く無視するような行為、県の意見を全く聞かずに工事を強行する点、そして、辺野古の豊かな海を埋め立てて土砂を投入する点について野蛮な行為ということでの表現です。

**○山川典二委員** 蛮行という言葉についていろいろ調べましたら、おっしゃるように野蛮な行為、それから乱暴で無謀な行為、それから極悪、虐殺というような言葉も出てきています。それから、いろいろな宗教団体の扱いの中でも非常に大変極悪非道な、人間としてあるまじき行為という説明書きが各種辞典等含めてあります。蛮行という言葉は、大変きつい言葉なのです。ただ野蛮な行為ではありません。虐殺まで入っているのです。そういうことをしっかりと皆さんは精査した上で、この文書の中に入れてきたのかどうか、これは大変厳しい言葉です。通常の議論の中で蛮行と言うことはいいのですが、あくまでこれは沖縄県議会の意見書です。中身はともかく、照屋委員も言うておりましたが、ここの部分はぜひ取り下げて別の表現に変えていただきたいと思います。その辺のお考えはありませんか。

**○照屋大河委員** これについては先ほど申し上げた視点で野蛮な行為だという認識であります。今回の国の土砂投入については、県民の民意を無視する非常に極めて野蛮な行為だという考えです。

**○山川典二委員** 蛮行という言葉は、野蛮な行為からいろいろな意味があるわけですね。そういう中、これは県議会の意見書ですから、蛮行という言葉は、県

議会の品位といいますか、風格を本当に汚すような大変な言葉です。今おっしゃるように野蛮な行為ということではありますが、先ほど私が言ったような幅広いいろいろな意味がありまして、この言葉一つをとっていろいろな解釈ができるのです。これが総理大臣を初め、外務大臣、防衛大臣とみんなに行くわけですから、皆さんがこれを見たらむしろ知事の対話路線に水を差すことは間違いないです。この蛮行という言葉については、時間をかけてもいいのもう一度精査をして、検証して、これを手直す必要があるのではないか、あるいは取り下げる必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

○照屋大河委員 委員おっしゃるように、大変な行為であると受けとめている私たちの思いをしっかりと政府にはそういう態度で受けとめていただきたいと思いますが、今おっしゃられた点も含めて与党で協議したいと思っています。

○山川典二委員 もう一点、この意見書は知事と調整していますか。あるいは、こういう内容ということで知事部局とも調整をされていますか。

○照屋大河委員 知事との直接の調整は行っておりません。事実関係に対する照会や個々の案件に対する照会については行っております。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 違法ということが幾つかあります。違法行為というのは、それぞれ議員個人が考えて違法だという捉え方はあるかもしれませんが、本当に違法かどうかは裁判所や第三者が判断してしかわかりませんよね。意見書の中は違法、違法と、国が地方自治体の正当なもの全てを否定しているという。意見書自体は何のために出すのか、目的です。この意見書を見ると、国とけんかをするためにやっている感じがしますが、意見書自体は何のために提案しているのですか。

○照屋大河委員 辺野古の埋め立ての土砂投入を直ちに中止して、米軍普天間飛行場の辺野古移設を断念すること。普天間飛行場の運用を停止して、閉鎖・撤去を求めることを目的に意見書を提出したものです。

○照屋守之委員 考えてほしいという相手に対して、皆さん方は違法行為、県

民を侮辱している、蛮行と表現して、あげくの果てに防衛省だけではなく国土交通大臣まで違法呼ばわりして、そのようなところに皆様方の意思としてこのような項目一即時停止や断念して直ちに閉鎖・撤去することという要求がかなうと思いますか。これを受け取る国はどう思いますか。国はそれを受け取って、この項目を実現することを考えてあげないといけない、考えようかという気になればいいですが、内容を読んだ途端、沖縄県議会は何ですかということになりませんか。

**○照屋大河委員** 辺野古新基地建設に関する手続上、現在、国地方係争処理委員会へ県が審査の申し出を行っている状況です。この中の県の主張として、沖縄防衛局の行為—行政不服審査法によって私人に成り済ますような行為については違法である。そして、その違法な行政不服審査請求で国土交通省が同じ国の機関で認めることも違法であるという明確な立場で県も国地方係争処理委員会へ審査を申し出ています。私たちも同様な立場、明確に違法であるという立場で現状を捉えていますし、それに沿った行政的な手続も行われているというのが現状です。

**○照屋守之委員** この行政不服審査に対する申し出は、前回も埋立承認の件でありましたよね。同じような事例ですよ。これは違法行為だと言いますが、前回も裁判に持ち込まれて、最高裁判決で県は負けました。こういう法的な手続で、もし、国の違法行為であれば国が負けています。違法行為ではないから、国が勝っているのです。皆様方はこの実態を隠して、前回、同じような事例があって、最高裁まで持ち込んで国が勝ったのです。県は負けたのです。ですから、その一連の手続は、法的には国がよかったという話ではないですか。それを伏せておいて、現状が違法だと言えますか。

**○渡久地修委員** 先ほども山川委員からありましたが、国地方係争処理委員会への申し出については、国地方係争処理委員会は県が申し出たものは違法だという判断を下していません。これは入り口で審査になじまないということで、審査しないことになったのです。まだ決着はついていないのです。ですから、我々は国地方係争処理委員会はしっかり審査すべきだと。私人に成り済ましてやることは違法だという主張をしているのです。これは間違いという判断は出ていないと思います。

**○照屋守之委員** 個人的に思うことは勝手です。前は、こういう手続で裁判

に持ち込まれて国が勝ったのです。県は負けたのです。ですから、今のよう  
にこういう埋立承認にまつわる一連の裁判で訴えて、最終的にこの裁判に負けた  
ら国はやらない、県は協力するという形でやってきましたよね。それは行政手  
続も含めて、法律に照らして最高裁判所の判断が出てきたわけです。ですから、  
国がやっている一連のことは、こういう行政手続に沿った形でやっていて、裁  
判で認められたということですが、皆様方の意見書にあるものは、それが全部  
違法だと。根拠はないのに勝手に違法ということで、片づけているわけでしょ  
う。皆様方は法治国家と認めて、法律の手続のもとにやってきたのです。ずっ  
とやってきて、裁判でも勝って、埋立承認は適法で辺野古に移すことは適法、  
工事のやり方も適法だと一これは判決です。そのようにやってきたものを全部  
否定して違法という位置づけをして、国に対して即時停止することを求める。  
違法ということではなくて、県民感情としていろいろなものがあるということ  
であれば理解できます。これはおかしくないかという話です。

**○照屋大河委員** 私たちが違法という根拠は先ほど申し上げたように、行政不  
服審査法第7条第2項、あるいはそれをもって同じ政府機関である国土交通省  
が行った行政処分については違法だと言っています。そして、この議会でも委  
員会でも議論されましたが、埋立承認の取り消しは委員が言うような手続で最  
高裁判所の判決が出ましたが、知事の権限として、その後の事象によって撤回  
をする権限は認められています。その認められた権限を行使した後の、先ほど  
から説明する事象に対して行政不服審査法に基づいて違法だという立場であり  
ます。

**○照屋守之委員** 平成28年12月20日に最高裁判所の判決が出ました。県は敗訴、  
国が勝ちました。そのときに、辺野古の埋め立ては適法だと。工法もいいと。  
これは最高裁が認めたのです。そのときに、裁判の結果によって県も国も協力  
をして進めるという和解条項があるのです。これは県も国も了解したのです。  
そして、この和解条項は最高裁の判決に及んでいるのです。これは、どちらが  
負けても協力しなさいということですから、その後の一連の手続については協  
力することが和解条項なのです。それを約束したにもかかわらず、途中でいろ  
いろないちゃもんをつけて撤回をすることが、この和解条項に反していません  
かという話でした。ですから、こういう事実をしっかりと踏まえた上で我々議会  
は対応していかないと、これは言いわけにはなりません。和解というのは、見  
解の違いでも通りません。

○親川敬委員 前回の裁判と今回の裁判で違うのは、委員がおっしゃるように、あのときはそういう指摘はされていませんでした。今回は、後でわかったこと、やはり埋め立てとして適当ではない、あるいは協議をなさいと言われたけれども、協議が整わないうちに先に工事をして土砂投入したことは、やはり違法でしょうということです。

○照屋守之委員 それは違いますが、いいです。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回、土砂投入中止という意見書ですが、知事選挙の結果が出る、1カ月の協議をする中で国が強行にやったことは少し残念だと我々も思います。皆さんの意見書の中に、米軍普天間飛行場の県内移設に強く反対し、断念を求める。そして、代替の辺野古も断念なさい。普天間基地も早期に停止・閉鎖なさいということがありますが、皆さんが普天間飛行場の代替についてどのように考えているのかということが文中にあるのですか。ただ反対というだけですか。

○照屋大河委員 私たちはここに示してあるとおり、辺野古の新基地建設を断念なさい。危険な普天間飛行場は直ちに運用を停止して、閉鎖・撤去をなさいということで、各与党の会派はそこを一致点とする方針です。代替に関する意見はそれぞれお持ちかもしれませんが、与党で一致した対応というのは意見書に示された点ということになります。

○當間盛夫委員 以前は、普天間飛行場の代替施設を日本全国でということで、県外・国外という文言を入れていたはずですが、なぜこの中に県外という文言が入ってこないのですか。これは一致点が見出せなかったということですか。

○渡久地修委員 今回の意見書においては、12月14日に土砂投入が始まって、それを直ちにやめなさいということが中心にあるわけです。そして、2番目の普天間飛行場の辺野古移設断念、直ちの運用停止・閉鎖・撤去というのは、これまで本会議でも言いましたが、2013年の建白書で全会派、そして41市町村で全会一致になった経緯があります。それから、普天間飛行場の運用停止もことし全会一致されたということで、これであれば多くの会派で全会一致できるの

ではないかという思いでやりました。もちろん県外・国外への移設についても全会一致でやったことはあります。やったことはありますが、ここで大事なことは土砂が投入されて強行されようとしている行為をまずはとめる。そして、これを断念せよということに主眼を置いてあるわけです。

○**當間盛夫委員** 簡潔に話してほしいことは、これも反対、ここもやるなということであれば、やはり皆さんは政治家で、議会で意見書を出すわけですから、ではどうするというものが出てきてしかるべきだと思っています。代替地の県外移設を伝えなかったことは、与党の皆さんが出そうと言っている中で一致点を見出せなかったという認識でいいですか。

○**照屋大河委員** 先ほど渡久地委員が答弁したように、ここに示した点に主眼を置いて、今回この意見書を提案しています。今言う県外、国内などという議論において、一致点が見出せなかったという経緯はありません。

○**當間盛夫委員** では、最初から県外を求めることはなかったという認識でいいですね。

○**照屋大河委員** とにかく強行にスタートした埋立工事をとめること、そして辺野古移設を断念し、運用停止、閉鎖・撤去をすることが重要だと捉えて提案させていただきました。

○**當間盛夫委員** 皆さんの認識は、とにかく辺野古もやるな、普天間も早く返せ、代替地は国でしっかりとやりなさいという考えしかないということであるということがわかりました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。  
末松文信委員。

○**末松文信委員** 本議会からずっと疑問な点が3点ほどございます。

まず、1つ目ですが、先ほど照屋委員や山川委員からもありましたが、今回の埋立承認の撤回のプロセスは、前回の取り消しのプロセスと同じだと思っていますが、それはどうですか。

○**照屋大河委員** 取り消しの要件と撤回の要件は違うと認識しています。撤回

については、取り消しの裁判が行われて、県が取り消しの取り消しを行いました。そして、それが進められる状態にあったのですが、その後の事象―留意事項違反や高さ制限などの理由をもって撤回を行っていますので、プロセスという意味では違うと認識しています。

**○末松文信委員** 前回の取り消しにしても、瑕疵があるという根拠があったわけです。その根拠については、それぞれ根拠があってやるわけですから、私は一緒だと思います。今、国地方係争処理委員会に申し出をしている件についても同じ手法でやってきているわけです。そこで確認ですが、国地方係争処理委員会にお願いしながら、入り口で我々が判断するものではないということで突き返されて、その後、高裁から最高裁へ行って、最終的には最高裁の判決で知事の取り消しは違法だということを決定づけたわけです。その後、現場では工事が進んだと。それと同じように、今度は撤回ということで繰り返されていますが、そういうことからすると、前回、国土交通大臣が執行停止をしたことについては違法ではないわけです。これが違法であれば、最高裁はそういう判決は出しません。そういったことで、これまでのプロセスは法的には適法だったという理解をしています。いかがですか。

**○照屋大河委員** 委員が言うように、取り消しの際には瑕疵があったという判断のもと行われて、今、言われたような手続で最高裁の判決が出ました。先ほど申し上げたように、取り消しに対する要件と撤回の要件は違うと認識していますので、改めて県が行った撤回という行政手続に対して行われる対応、撤回の権限行使をとめるということで行政不服審査法でやってきたわけです。それらが違法ということで、県はその立場を堅持して国地方係争処理委員会に届け出を提出して、私たちも県が違法だと断定する行為について、同様に違法だという立場であるということです。

**○末松文信委員** そういう立場であることはそうかもしれませんが、違法であったかどうかという議論は今のところできていないわけです。前回は取り消した際に工事を中止しました。中止した上でいろいろ議論をして、裁判もして、裁判の結果が出たので工事を進めた。今回も撤回をしたときには、工事を一旦中止しました。それも国土交通大臣の執行停止の命令が出て工事が進められた。同じです。根拠は変わったにしても、内容は同じです。そういう意味では、これまでたどってきた法律の適用は正しかったと理解するわけで、そこは確認だけさせてください。皆さんの答弁を聞いてもかないませんので、それは

それで終わりたいと思います。

もう一つ、先ほど提案者から辺野古の海を埋め立てることが蛮行だという表現がありました。那覇空港の第2滑走路も埋め立てをしています。それは蛮行に値するのですか。

**○照屋大河委員** 先ほどの説明は、辺野古の海を埋め立てる、それだけをもってということではなく、これまで選挙のたびに繰り返し示された沖縄の民意を聞くこともなく、あるいは行政手続もないがしるししながら辺野古の海を埋め立てるといふ点で蛮行だという説明をしたつもりです。

**○末松文信委員** そういうときには県を取り巻くいろいろな情勢があるわけですから、そういった表現をされるときには注意したほうがいいと思います。

それから、本会議の中で親川委員が、今回は副知事が撤回したから、前回の取り消しとは違うという表現をしていましたが、理解できていないので教えていただきたいと思います。

**○親川敬委員** 法律上、前回の国土交通大臣についてはそうだと思います。ただ、今回、審査請求をする行政庁はどこだったのかというクエスチョンについては、権限委任された副知事が行政行為として撤回したわけです。その上級行政庁はどこかといいますと、沖縄県知事なのです。いきなり国ではありません。ですから、そのことについても手続上、正しいルールではないでしょうと。私はそういう主張をしたわけです。

**○末松文信委員** 今のお話は、防衛省がやったことと県知事がやったことは一緒ですが、副知事がやったことは違うという意味ですか。

**○親川敬委員** 前回は承認取り消しは前知事がやりました。そして、知事の上級官庁は当然国になります。ただ、今回の撤回は沖縄県知事がやったのではなく、職務代理者である副知事から委任された副知事が撤回したわけです。そうすると、副知事の上級庁はどこかと言いますと、沖縄県知事でしょうと。

**○末松文信委員** それが何を意味するのですか。

**○親川敬委員** ですから、これは審査請求する行政庁を間違えていますと。

○末松文信委員 中身の整合性は理解できませんが、言っていることはわかりましたので、終わりたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第3号に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、照屋大河委員、親川委員及び渡久地委員が委員席に戻った。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法について協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 議員提出議案第3号辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書に対する修正動議を提出いたします。

○仲宗根悟委員長 議員提出議案第3号辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書に対する修正案についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から審査及び採決の流れについて説明。その後、照屋大河委員が説明員席に移動した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

照屋大河委員、提案理由の説明をお願いします。

○照屋大河委員 まず、7行目の「工事の」という3文字を削除いたします。これは、提出者の思いと違うことになりまして、打ち間違いになります。この言葉があることで趣旨が少し変わってしまうので、提出者の趣旨と合わせて削除をさせていただきます。

それから、20行目の「蛮行」については、真摯に検討を重ねまして、同じ文案の中で使用している「暴挙」という言葉に改めます。

以上で、修正の提案といたします。

○仲宗根悟委員長 これより、議員提出議案第3号辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書に対する修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 「工事の」という言葉をとった意味がよくわかりません。違和感は感じてはいなかったのですが、どういうことですか。

○照屋大河委員 示したように打ち間違いではありますが、工事の執行停止ではなくて、承認撤回の執行停止を求めたということで、事実に関する私たちの趣旨とは違う表現になってしまったということです。

○照屋守之委員 ということは、この意見書そのものがそういう可能性はないですか。

○照屋大河委員 単純ミスですので、全体の趣旨は変わらないものと思っています。

○照屋守之委員 本来、違法の定義も難しいことがあるので、この辺も何とかするでしょうし、その辺が非常に信憑性がありません。

蛮行と暴挙の違いはどういうことですか。

○照屋大河委員 先ほど申し上げた新基地反対の民意をないがしろにする。地方自治法を無視する。辺野古の海を壊すという意味では、大変な行為ということについては変わりはありませんが、真摯に検討を加えて同じ文章の中でも同様のくだりで使われている暴挙という言葉に変更を行い、修正の動議を提案しているということになります。

○照屋守之委員 今の説明では、蛮行も暴挙も意味は同じということですか。

○照屋大河委員 言葉の意味は違うと思いますが、捉えている視点については同様ということです。先ほどの指摘があり、検討をしますということで持ち帰りましたので、真摯に検討をした結果、暴挙と修正をさせていただいて、動議を提出させていただいております。

○照屋守之委員 蛮行が暴挙になるということですが、この違いを教えてください。指摘されてどうのこうのというレベルではないですよ。皆さん方は、最初、蛮行とやったのですから。それが指摘されて暴挙に変わるということですから、その違いを教えてください。

○照屋大河委員 それに通ずる思いというのは変わらないと私たちは感じています。今回の土砂投入については大変な行為だという思いではありますが、先ほどから多くの指摘を受けましたので、それらを真摯に検討して同じ文章の中でも同様のくんだりで使用している暴挙という言葉については特に指摘もありませんでしたので、それに置きかえたということです。

○照屋守之委員 指摘されて同じ内容ということで言葉を変えたという説明ですが、わかりました。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
山川典二委員。

○山川典二委員 本当に真摯に蛮行という言葉を変えていただいただけでも一定の評価はしますが、先ほどの質疑の中では、私人に成り済ましてという行政不服審査法の部分についても、皆さんは違法と言っていますが、これは明確に違法ではないという考え方もあるわけですので、その辺も含めて、もう一度お考えできませんかという質疑をしたつもりでしたが、これがそのままなものですから、それは考えが変わらないということですか。

○照屋大河委員 違法という視点については変わらないということでありませぬ。

○山川典二委員 ですから、これは判例も含めて議論を一例えば、休憩中に提示していただくとか、そういうことであればまだ理解もできますが、変わらないということですね。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第3号に対する修正案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、照屋大河委員が委員席に戻った。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、議員提出議案第3号の採決に入りますが、その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書を採決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、維新の会会派所属の當間委員、公明党会派所属の金城委員が退室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

まず、本案に対して提出された議員提出議案第3号辺野古埋め立ての土砂投入中止を求める意見書に対する修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、維新の会会派所属の當間委員、公明党会派所属の金城委員が入室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟